

第 3 節 海上安全・保安の確保への取組

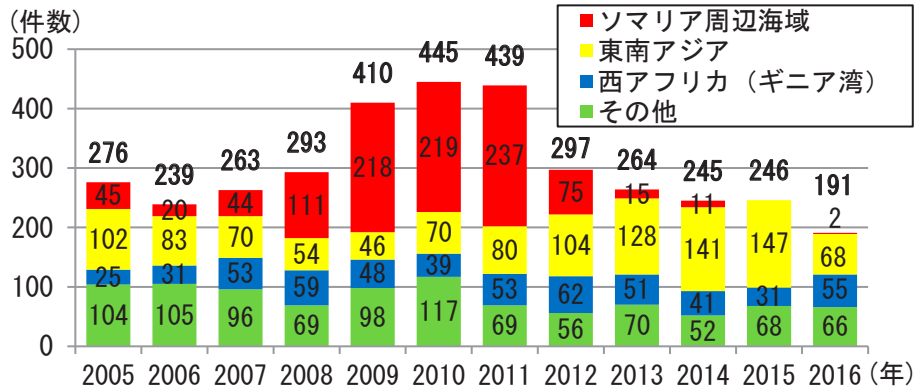
(1) 世界の海賊等事案の発生状況

国際商業会議所・国際海事局（IMB）の年次報告書によると、2016 年の海賊・武装強盗（以下「海賊等」という。）事案の発生件数は、世界全体で 191 件となっている。

昨年発生した海賊等事案 191 件のうち、海賊等に乗り込まれた事案が 157 件（うち、海賊等に運航を支配された事案が 7 件）、海賊等に襲撃されたが回避した事案が 34 件（うち、海賊等に銃撃された事案が 12 件）となっている。

また、海賊等により拘束された船員が 213 名（うち、誘拐された船員が 62 名）、海賊等の襲撃により負傷した船員が 8 名となっているが、海賊等の襲撃により死亡した船員は生じていない。

図表 I-2-6 世界における海賊等事案発生件数の推移（IMB 報告による）



① ソマリア周辺海域における海賊等事案の発生状況

2016 年のソマリア周辺海域における海賊等事案の発生件数は 2 件であり、2011 年（237 件）を境に、近年は低い水準で推移している。

これは、各国海軍による海賊対処活動、商船による自衛措置及び民間武装警備員の乗船など国際社会による海賊対策の成果であるが、ソマリア国内の貧困といった海賊問題の根本的な要因が解決しておらず、依然として潜在的リスクは存在している。

なお、2017 年 3 月 31 日現在、ソマリア海賊に拘束されている船員はいない。

② 東南アジアにおける海賊等事案の発生状況

2016 年の東南アジアにおける海賊等事案発生件数は 68 件であり、前年の 147 件から大きく減少した。しかしながら、スルー／セレバス海において身代金を目的とした船員の誘拐事案が 6 件発生しており、付近を航行する船舶に対して見張りの徹底など

の対策が推奨されている。

なお、アジア地域における海賊等事案の情報収集・分析等を行っているアジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター（ReCAAP-ISC）の年次報告書によれば、海賊と疑われる事案を含めさらに多くの事案が報告されている。

③ 西アフリカ（ギニア湾）における海賊等事案の発生状況

2016 年の西アフリカ（ギニア湾）における海賊等事案発生件数は 55 件であり、2015 年（31 件）から大きく増加した。

そのうち、36 件はナイジェリアの海域で発生しており、乗組員が誘拐される事案（7 件）などが発生している。

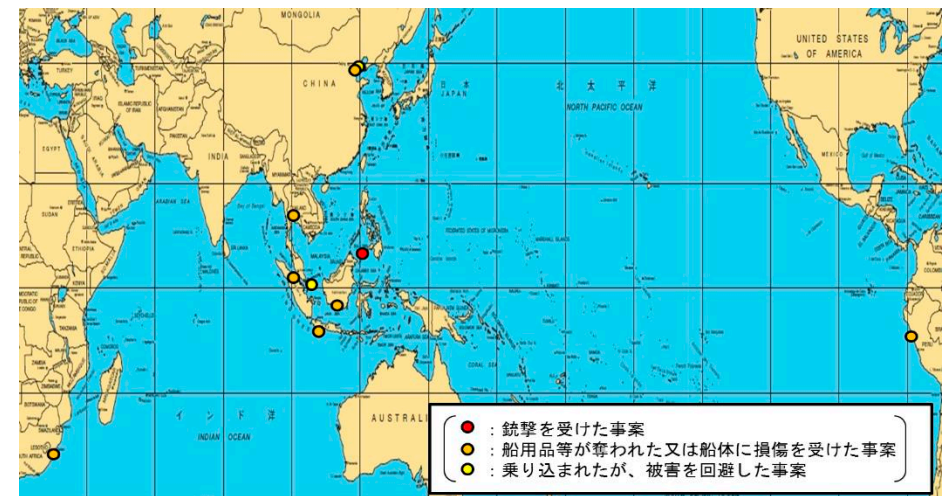
(2) 日本関係船舶における海賊等被害の発生状況

2016 年に国土交通省に報告された日本関係船舶（日本籍船及び日本の船会社が運航する外国籍船）における海賊等被害の発生件数は 10 件（前年 16 件）であり、その多くは東南アジアの海域において発生している。

これらの大半は船用品が盗まれる事案であったが、銃撃を受けた事案も発生している。

また、ソマリア沖・アデン湾において、不審な船舶からの追跡を受けたとされる事案が発生しているが、幸いにも被害はなかった。

図表 I-2-7 日本関係船舶における海賊等被害発生状況（2016 年）



(3) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

2008 年以降、アデン湾を中心としたソマリア周辺海域における海賊等事案発生件数が急増したことから、2009 年 3 月、防衛大臣から海上警備行動が発令され、ソマリア沖・アデン湾において護衛艦（海上保安官 8 名が乗船）による日本関係船舶等の護衛活動が開始された。同年 7 月には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（以下「海賊対処法」という。）」が施行され、今日においても、ソマリア沖・アデン湾において自衛隊の部隊が海賊対処法に基づく海賊対処行動を行っている。

また、ソマリア沖・アデン湾における新たな海賊対策として、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員の乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「日本船舶警備特措法」という。）」が、2013 年 11 月 30 日に施行された。



船舶の護衛活動を行う護衛艦

(4) 国土交通省の取組

国土交通省においては、アデン湾を航行する日本関係船舶のみならず、外国船社等からの護衛対象船舶の申請受付等を取りまとめ、防衛省との連絡調整を行っている。2016 年の護衛回数は 72 回、護衛対象船舶数は 114 隻であり、2017 年 3 月 31 日現在で 740 回の海賊対処法による護衛が実施され、護衛対象船舶数は 3,774 隻（うち日本籍船は 17 隻、日本船社が運航する外国籍船は 671 隻）となっている。なお、海上自衛隊の護衛艦が護衛した船舶に対する海賊襲撃事案は発生していない。

また、船舶所有者が、海賊多発海域を航行する日本船舶において、民間武装警備員による乗船警備を行う場合にあっては、日本船舶警備特措法に基づき、特定警備計画の認定等、所要の手続きを行っている。

図表 I-2-8 日本船舶警備特措法の概要

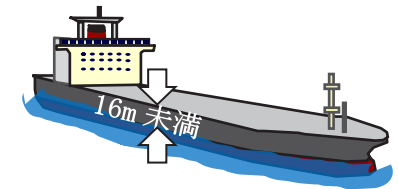
①民間武装警備員の乗船警備が可能な海域



※赤線に囲まれた海域のうち、公海に限る

②対象船舶

- ・原油タンカー
- ・満載状態において、連続最大出力時の速力が 18 ノット未満の船舶
- ・侵入可能な場所から満載喫水線までの最小距離が 16m 未満の船舶



③必要な手続き

